# 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 （平成十四年総務省令第六十四号）

## 第一章　総則

#### 第一条（目的）

この省令は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法等を定め、もって基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

#### 第二条（用語）

この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

* 一  
  収容局  
    
    
  アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。
* 二  
  加入者回線単価  
    
    
  収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
* 三  
  平均単価  
    
    
  適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
* 四  
  算定対象原価  
    
    
  全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 五  
  算定対象加入者回線  
    
    
  合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 六  
  平均原価  
    
    
  平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。

#### 第三条（遵守義務）

適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。  
ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章　交付金

### 第一節　総則

#### 第四条（交付金の額等の認可申請）

法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二、別表第二の二及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

#### 第五条（交付金の額の算定方法等）

法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補塡対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

* 一  
  算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）
* 二  
  法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
* 三  
  法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

##### ２

第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額（第二十四条に規定する方法により算定した収益の額をいう。以下同じ。）に占める割合が施行令第五条第二項に規定する割合（以下この項並びに第二十七条第六項及び第七項において単に「限度割合」という。）を超える場合又は適格電気通信事業者が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、前項の規定にかかわらず、法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、補塡対象額から、次に掲げる額の合計額を控除する方法とする。

* 一  
  各適格電気通信事業者の補塡対象額に当該補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額
* 二  
  当該適格電気通信事業者（自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者に限る。以下この号において同じ。）が負担する第二十七条第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたものの当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が、限度割合を超える場合にあっては同条第七項の規定により算定した額を同条第一項及び第二項の規定により適格電気通信事業者ごとに算定した額の割合で案分した額のうち当該適格電気通信事業者に係る額を合計した額、限度割合を超えない場合にあっては当該適格電気通信事業者の算定自己負担額

##### ３

前二項の規定により算定した交付金の額が、施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。

##### ４

前項の規定により算定した交付金の額が零となった適格電気通信事業者に関し、当該算定した交付金の額が零となった年度の翌年度以降に支援機関が行う法第百九条第一項の認可の申請（前項の規定により算定した交付金の額が零とならない場合に限る。）における交付金の額の算定方法は、前三項の規定により算定した交付金の額から、交付金の額が零となった年度の当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の累積額（当該認可の申請があった日の属する年度前にこの項の規定により控除した額がある場合にあっては、当該額を控除した額）を控除する方法とする。  
ただし、当該控除は控除して得た額が零を下回らないように行うものとする。

#### 第六条（原価等の届出）

法第百九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

##### ２

次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号及び第二号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

#### 第七条（支援機関に届け出る事項）

法第百九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  収容局ごとのアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価
* 二  
  収容局ごとの法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価
* 三  
  前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量とを合計したものに占めるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信量の割合
* 四  
  前年度における第一種公衆電話機から発信する通信量と第一種公衆電話機以外の適格電気通信事業者の公衆電話機（以下「第二種公衆電話機」という。）から発信する通信量とを合計したものに占める第一種公衆電話機から発信する通信量の割合

### 第二節　収益の額の算定

#### 第八条（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出）

接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

* 一  
  前年度における適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該適格電気通信事業者ごとに負担した額（以下「負担額」という。）、通信量及び単価（以下「負担額等」という。）（当該接続により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）
* 二  
  前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する当該適格電気通信事業者ごとの負担額等（当該卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。）

##### ２

前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これらに代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

#### 第九条（交付金の額を算定するための収益の額の算出）

支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該適格電気通信事業者ごとに交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

* 一  
  前条第一項の規定による提出があった場合  
    
    
  同項の規定により提出された負担額
* 二  
  前条第二項の規定による提出があった場合  
    
    
  同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

#### 第十条（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

* 一  
  第八条第一項の規定による提出があった場合  
    
    
  同項の規定により提出された負担額等
* 二  
  第八条第二項の規定による提出があった場合  
    
    
  同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

### 第三節　原価の算定

#### 第十一条（根拠）

法第百九条第三項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところによる。

#### 第十二条（設備管理部門及び設備利用部門）

法第百九条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）は、基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

##### ２

基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

* 一  
  固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。）に係る部分及び光信号伝送用の回線（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）に係る部分を除く。）に係る電気通信役務
* 二  
  アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信し、又は当該端末設備へ着信する通信に係る電気通信役務（前号に掲げるものを除く。）
* 三  
  総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信し、又は当該端末設備へ着信する通信に係る電気通信役務（前二号に掲げるものを除く。）
* 四  
  公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる電気通信役務（前三号に掲げるものを除く。）

#### 第十三条（通信量等の記録）

適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。

##### ２

前項に規定する通信量等を記録しようとする適格電気通信事業者は、その記録を、年度ごとに、年度経過後四月以内を期限として行い、その結果を三年間保存しておかなければならない。

#### 第十四条

削除

#### 第十五条（設備管理部門の資産及び費用の整理）

適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

##### ２

前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

* 一  
  前項の通知の直近に国が行う調査等の結果に基づき位置を設定する端末設備又は自営電気通信設備を使用する利用者に対して電気通信役務を提供するときに用いるものであること
* 二  
  安全性及び信頼性に関する関係法令に適合するものであること
* 三  
  現に当該電気通信設備を設置する通信用建物の位置にある通信用建物に設置されていること
* 四  
  現に当該電気通信設備を用いて第十二条第二項に規定する電気通信役務が提供されている区域において当該電気通信役務を提供するときに用いるものであること
* 五  
  第十三条第一項の規定により記録された通信量等及び施行規則第四十条の四の二第二項の規定により通知された通信回数を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有すること

##### ３

第一項の整理は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して行うものでなければならない。

##### ４

第一項の整理は、資産にあっては別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第七第一による固定資産明細表及び別表第七第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあっては別表第八第一に掲げる費用算定方式、別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて別表第九による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

#### 第十六条（設備管理運営費の算定）

前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価は、当該電気通信設備の管理運営に必要な費用（別表第九の設備区分別費用明細表に記載された費用をいう。以下「設備管理運営費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算出するものとする。

#### 第十七条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。  
この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

#### 第十八条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

#### 第十九条（設備利用部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

設備利用部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、別表第十の定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を作成して、同表の「前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価」の欄に掲げる原価から、当該基礎的電気通信役務の提供の確保に必要な最低限度の原価以外の原価として同表の「控除対象原価の内容」欄に掲げる原価（以下「控除対象原価」という。）を控除した後のものに、効率化率を乗じて算定し、支援機関に提出するものとする。

##### ２

前項に定める効率化率は、年度ごとに、当該年度の計画に基づいた電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用を、当該年度の前年度に実際に要した電気通信役務の提供に係る設備利用部門の費用で除して得た割合を乗じて算定するものとする。

#### 第二十条（設備利用費の算定）

前条第一項に規定する前年度に実際に要した基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価及び控除対象原価は、当該基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用に相当するものをいう。以下「設備利用費」という。）に次条の規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

#### 第二十一条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。  
この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### 第四節　交付金の交付の特例

#### 第二十二条（交付金の交付の特例）

支援機関は、法第百九条第一項の規定により認可を受けた交付金の額にかかわらず、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき負担金の額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補塡対象額に係る額を減ずることができる。  
この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべき適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付金の額から減ずることができる負担金の額は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。

* 一  
  会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生計画認可の決定
* 二  
  民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画認可の決定
* 三  
  会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による特別清算に係る協定の認可
* 四  
  その他総務大臣が別に定める事由

##### ２

支援機関は、前項の規定により交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に関して接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、当該納付された額を補塡対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補塡対象額に係る額を、交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付しなければならない。  
この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき負担金を基礎として交付金を交付すべき適格電気通信事業者が二以上あるときは、適格電気通信事業者ごとに交付すべき交付金の額は、当該適格電気通信事業者に交付すべき交付金の額の割合によるものとする。

## 第三章　負担金

#### 第二十三条（収益の額の算定）

法第百十条第一項各号に規定する電気通信事業者（以下「算定対象電気通信事業者」という。）は、次条に定めるところにより、収益の額を算定するものとする。

#### 第二十四条（収益の額の算定方法）

施行令第五条第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約（以下「接続協定等」という。）により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。

* 一  
  音声伝送役務
* 二  
  専用役務
* 三  
  データ伝送役務

##### ２

算定対象電気通信事業者が前年度又はその年度（支援機関が法第百十条第二項の規定による認可の申請をするまでの間に限る。）において、他の算定対象電気通信事業者について、合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があった場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の算定対象電気通信事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該事業を譲り渡した算定対象電気通信事業者の前年度における前項の規定により算定した収益の額を含むものとする。

##### ３

その事業年度の期間が四月一日から翌年三月三十一日までの間でない算定対象電気通信事業者については、前二項の規定により、前年度に事業年度が終了する当該事業年度が終了した日以前一年間における当該収益の額を算定するものとする。  
この場合において、事業年度の期間が一年でない算定対象電気通信事業者の当該収益の額の算定方法は、当該事業年度における収益の額に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して算定するものとする。

#### 第二十五条（収益の額の支援機関への提出）

前条の規定により算定した収益の額が施行令第五条第一項に規定する基準（以下この条において単に「基準」という。）を超える算定対象電気通信事業者（別表第十一に掲げる指定された電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、年度経過後五月以内に支援機関に提出するものとする。

* 一  
  前条の規定により算定した収益の額
* 二  
  前条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関し、接続協定等を締結している電気通信事業者の氏名又は名称
* 三  
  事業年度の始期及び終期
* 四  
  収益の額の算定根拠

##### ２

前項の規定は、当該書類の提出期限の翌月から七月を経過した日の前日までに新たに当該電気通信番号を最終利用者に付与した基準を超える算定対象電気通信事業者についても適用する。  
この場合において、前項中「年度経過後五月以内に」とあるのは、「当該電気通信番号を最終利用者に付与した後遅滞なく」とする。

##### ３

支援機関は、必要があると認めるときは、第一項の書類を提出していない算定対象電気通信事業者に対し、同項の書類の提出を求めることができる。

#### 第二十六条（負担金の額の限度に係る収益の額の算定方法）

法第百十条第一項ただし書の総務省令で定める方法は、接続電気通信事業者等を算定対象電気通信事業者とみなして、第二十四条（第二項を除く。）の規定を適用して算定する方法とする。

#### 第二十七条（負担金の額の算定方法等）

法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの負担金の額（以下この条において「番号単価」という。）に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数（以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。）をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定するものとする。  
ただし、接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補塡対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各適格電気通信事業者の補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月（以下この条において「最終算定月」という。）については、接続電気通信事業者等の適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各適格電気通信事業者の補塡対象額（第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した交付金の額が零となる場合には、零とする。）に各適格電気通信事業者の補塡対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えた額と同額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。）で除して得た数値（小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。）を乗じる方法とする。

##### ２

各接続電気通信事業者等の前年度の負担金の額の算定において、番号単価に最終算定月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前項ただし書の規定により算定した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、当該年度の負担金の額の算定に充てなければならない。  
この場合における同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額を合計する」とあるのは、「乗じて得た額を合計したものに次項に規定する残余の額を加える」とする。

##### ３

支援機関は、番号単価を算定した場合は、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

##### ４

総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九条の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、適格電気通信事業者及び負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。  
ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数を用いることができるものとする。

##### ５

前項の通知において、法第百十条第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九条に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合には、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

##### ６

第一項及び第二項の規定により算定した各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の、当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該接続電気通信事業者等の負担金の総額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

##### ７

適格電気通信事業者が負担する第一項及び第二項の規定により算定した負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えたもの（以下「負担金等の額」という。）の、当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合の当該適格電気通信事業者の負担金等の額は、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

#### 第二十八条（負担金の額等の認可申請等）

法第百十条第二項の規定による負担金の額及び徴収方法についての認可の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

* 一  
  適格電気通信事業者ごとに算定した負担すべき額の合計額
* 二  
  接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
* 三  
  第二十五条第一項又は第三項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から提出された書類の写し
* 四  
  算定対象電気通信事業者の算定対象収益の算定方法
* 五  
  負担金の徴収方法
* 六  
  負担金の納付期限
* 七  
  法第百十二条の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況
* 八  
  支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

##### ２

支援機関は、前項の規定による申請後又は法第百十条第二項の認可後に第二十五条第二項の規定に基づき算定対象電気通信事業者から同条第一項各号に掲げる事項を記載した書類の提出があったときは、速やかに、当該書類の写しを総務大臣に提出しなければならない。

#### 第二十九条（延滞利息）

法第百十条第五項の総務省令で定める率は、一万分の四とする。

## 第四章　支援機関

#### 第三十条（指定の申請）

法第百六条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

* 一  
  名称及び住所
* 二  
  支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
* 三  
  支援業務を開始しようとする日

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

* 一  
  定款の謄本及び登記事項証明書
* 二  
  申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
* 三  
  申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
* 四  
  指定の申請に関する意思の決定を証する書類
* 五  
  役員の氏名及び経歴を記載した書類
* 六  
  組織及び運営に関する事項を記載した書類
* 七  
  支援業務を行おうとする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類
* 八  
  現に行っている業務の概要を記載した書類
* 九  
  支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
* 十  
  その他参考となる事項を記載した書類

#### 第三十一条（支援機関の名称等の変更の届出）

支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

##### ２

総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

#### 第三十二条（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）

支援機関は、法第百十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

#### 第三十三条（役員の選任及び解任の認可の申請）

支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。

* 一  
  役員の氏名
* 二  
  選任又は解任の理由
* 三  
  選任の場合にあっては、その者の経歴

##### ２

前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

#### 第三十四条（支援業務規程の記載事項）

法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  支援業務を行う時間及び休日に関する事項
* 二  
  支援業務を行う事務所に関する事項
* 三  
  支援業務の実施の方法に関する事項
* 四  
  交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項
* 五  
  交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
* 六  
  支援機関の役員の選任及び解任に関する事項
* 七  
  支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
* 八  
  支援業務に関する秘密の保持に関する事項
* 九  
  支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
* 十  
  その他支援業務の実施に関し必要な事項

#### 第三十五条（支援業務規程の認可の申請）

支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

##### ２

支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

* 一  
  変更しようとする事項
* 二  
  変更しようとする年月日
* 三  
  変更の理由

#### 第三十六条（事業計画等の認可申請）

法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

##### ２

支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

#### 第三十七条（帳簿）

法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

* 一  
  交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称
* 二  
  交付金の交付申請の年月日
* 三  
  交付金の額
* 四  
  負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称
* 五  
  前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
* 六  
  第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日
* 七  
  第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

##### ２

法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

#### 第三十八条（支援業務の休廃止の許可の申請）

支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

* 一  
  休止又は廃止しようとする支援業務の範囲
* 二  
  休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
* 三  
  休止又は廃止の理由

#### 第三十九条（公示）

法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

# 附　則

##### １

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年六月二十日）から施行する。

##### ３

総務大臣は、法第百六条の支援機関の指定及び法第百八条第一項の適格電気通信事業者の指定後に、第十五条第一項及び第十八条の通知をするものとする。

##### ４

第六条第一項に規定する原価及び収益の額の届出、同条第二項に規定する届出、第八条に規定する電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出、第十三条に規定する通信量等の記録、第十九条に規定する設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表の提出並びに第二十五条に規定する収益の額の提出に関する規定は、適格電気通信事業者の指定があった年度の翌年度以降適用するものとし、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、当該指定のあった年度に終了する事業年度に係るものとする。  
ただし、当該指定が平成十五年三月三十一日までに行われる場合にあっては、当該指定後最初に届出をし、記録をし、又は提出をする事項は、平成十四年度に終了する事業年度に係るものとする。

##### ５

適格電気通信事業者は、第十三条に定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録している通信量等を用いることができる。

##### ６

適格電気通信事業者は、第六条第一項に定めるところにより原価及び収益の額を届け出るための記録、同条第二項に定めるところにより届け出るための記録及び第十九条に定めるところにより設備利用部門の基礎的電気通信役務原価明細表を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、適格電気通信事業者が現に記録しているものを提出することができる。

##### ７

接続電気通信事業者等は、第八条に定めるところにより電気通信設備との接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等を提出するための記録をすることができるまでの間は、これらに代えて、接続電気通信事業者等が現に記録している負担額等を提出することができる。

##### ８

当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ９

前項の場合において、適格電気通信事業者は、第七条第一号の届出をするときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるアナログ加入者回線の数及び加入者回線単価を届け出なければならない。  
この場合、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する別表第二に準じて作成した届出書にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

##### １０

総務大臣は、この省令の施行後二年を目途としてこの省令の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成一五年四月一一日総務省令第八〇号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年一月二六日総務省令第二〇号）

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

# 附則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 附則（平成一八年三月二四日総務省令第三三号）

##### １

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
ただし、第三条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第二十二条第一項第四号の改正規定（同号を同項第三号とする部分を除く。）は、会社法（平成十七年法律第八十六号）附則第一項の政令で定める日から施行する。

##### ２

改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第一号ロのアナログ電話用設備に係る離島特例通信に関しては、当分の間、新施行規則第三章の規定及び改正後の算定規則（以下「新算定規則」という。）の規定は、適用しない。

##### ４

総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、新施行規則及び新算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成一九年九月二六日総務省令第一一四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補塡対象額の算定から適用する。

##### ２

この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第百九条第一項及び第百十条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

# 附則（平成一九年一一月二一日総務省令第一三七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二一日総務省令第二七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二八日総務省令第一二六号）

##### １

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二一年五月七日総務省令第四八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成二三年四月二七日総務省令第四二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ７

総務大臣は、新施行規則第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務について、その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うとともに、この省令の施行後三年を目途として新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成二四年七月二七日総務省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年一二月一二日総務省令第一〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一月一六日総務省令第二号）

##### １

この省令は、平成二十六年五月一日から施行し、平成二十六年度の補塡対象額の算定から適用する。

##### ２

平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補塡対象額の算定にあっては、別表第五第一に掲げる加入者交換機及び中継交換機並びに別表第五第二に掲げる監視設備（加入者交換機及び中継交換機に係るものに限る。）及び無形固定資産（交換機ソフトウェアに限る。）（以下「交換機関連設備等」という。）の正味固定資産価額及び減価償却費の額については、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、その一部を控除するものとする。

##### ３

前項の控除は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

* 一  
  平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る補塡対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率（現に事業者が使用している交換機関連設備等の取得原価のうち法定耐用年数を経過して使用している設備の取得原価が占める割合に基づき算定される値であって、新規則第十五条第一項の規定に基づき総務大臣が通知するものをいう。以下この項において同じ。）を控除した率を乗じて得た額の三分の一に相当する額をそれぞれ控除するものであること。
* 二  
  平成二十六年四月一日以降に開始する事業年度に係る補塡対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額の三分の二に相当する額をそれぞれ控除するものであること。
* 三  
  平成二十七年四月一日以降に開始する事業年度に係る補塡対象額の算定にあっては、交換機関連設備等の正味固定資産価額又は減価償却費の額に一から補正比率を控除した率を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ控除するものであること。

# 附則（平成二六年一月一五日総務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年一一月二七日総務省令第八九号）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年三月六日総務省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月二九日総務省令第三〇号）

##### １

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

# 附則（平成二八年五月一九日総務省令第五七号）

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

# 附則（平成二八年八月四日総務省令第七八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月九日総務省令第九四号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月一九日総務省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月二四日総務省令第四九号）

##### １

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。  
ただし、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第五号及び様式第二十三の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月二二日総務省令第二一号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年五月一四日総務省令第五号）

#### 第一条

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# 附則（令和二年五月二五日総務省令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（補塡対象額の算定等の特例）

交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

* 二  
  加入者回線単価  
    
    
  収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
* 三  
  平均単価  
    
    
  適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
* 四  
  算定対象原価  
    
    
  全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 五  
  算定対象加入者回線  
    
    
  合算算定対象加入者回線のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 六  
  平均原価  
    
    
  平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額をいう。
* 二  
  基礎的電気通信役務原価（一）  
    
    
  法第百九条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）のうち、設備管理部門の原価について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次号において「対象設備等」という。）を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。
* 三  
  基礎的電気通信役務原価（二）  
    
    
  基礎的電気通信役務原価のうち、設備管理部門の原価について、対象設備等を、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号。以下「令和二年改正省令」という。）附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。
* 四  
  加入者回線単価（一）  
    
    
  収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価（一）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
* 五  
  加入者回線単価（二）  
    
    
  収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。
* 六  
  平均単価（一）  
    
    
  適格電気通信事業者ごとの対象原価（一）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
* 七  
  平均単価（二）  
    
    
  適格電気通信事業者ごとの対象原価（二）の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。
* 八  
  算定対象原価（一）  
    
    
  全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（一）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（一）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 九  
  算定対象原価（二）  
    
    
  全てのアナログ加入者回線のうち他の適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 十  
  算定対象加入者回線（一）  
    
    
  合算算定対象加入者回線（一）のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 十一  
  算定対象加入者回線（二）  
    
    
  合算算定対象加入者回線（二）のうち各適格電気通信事業者に係るものをいう。
* 十二  
  平均原価（一）  
    
    
  平均単価（一）に算定対象加入者回線（一）の総数を乗じて得た額をいう。
* 十三  
  平均原価（二）  
    
    
  平均単価（二）に算定対象加入者回線（二）の総数を乗じて得た額をいう。
* 一  
  算定対象原価が平均原価を上回る場合の当該上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）
* 二  
  法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価
* 三  
  法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額
* 一  
  次に掲げる額を合算して得た額
* 二  
  次に掲げる額を合算して得た額
* １  
  収容局ごとに、緊急通報役務原価（一）の欄には、第５条第１項第１号ロに規定する原価を記載すること。
* ２  
  収容局ごとに、緊急通報役務原価（二）の欄には、第５条第１項第２号ロに規定する原価を記載すること。

#### 第三条

前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、新規則第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、当該各号に定める区分に区分して行うものでなければならない。

* 一  
  基礎的電気通信役務原価（一）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第二号に規定する基礎的電気通信役務原価（一）をいう。以下同じ。）  
    
    
  新規則別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分
* 二  
  基礎的電気通信役務原価（二）（前条の規定により読み替えて適用する新規則第二条第三号に規定する基礎的電気通信役務原価（二）をいう。以下同じ。）  
    
    
  附則別表第一第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとの同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分

##### ２

前条の場合における新規則第十五条第一項の整理は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務原価の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものでなければならない。

* 一  
  基礎的電気通信役務原価（一）  
    
    
  資産にあっては新規則別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した新規則別表第七第一による固定資産明細表及び新規則別表第七第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては新規則別表第八第一に掲げる費用算定方式、新規則別表第八第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した新規則別表第九による設備区分別費用明細表
* 二  
  基礎的電気通信役務原価（二）  
    
    
  資産にあっては附則別表第二に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて作成した附則別表第三第一による固定資産明細表及び附則別表第三第二による固定資産帰属明細表、費用にあっては附則別表第四第一に掲げる費用算定方式、附則別表第四第二に掲げる共通費等の配賦基準を用いて作成した附則別表第五による設備区分別費用明細表

#### 第四条

新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。  
この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

##### ２

新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。  
この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### １

音声収容ルータの設置基準

##### ２

設備量の算定

* （１）  
  音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。
* （２）  
  （１）の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。
* （３）  
  （１）アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータインタフェース数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（ポート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

共用収容ルータの設置基準

##### ２

設備量の算定

* （１）  
  共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。
* （２）  
  （１）アの音声１Ｇポート数を冗長化考慮したものを音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇインタフェース数とする。
* （３）  
  （１）アの共用収容ルータ１Ｇボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ１Ｇボード数とする。
* （４）  
  （１）イの共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数とし、これから光地域ＩＰ１０Ｇポート数相当分を減じ、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇインタフェース数とする。
* （５）  
  （１）イの共用収容ルータ１０Ｇボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ１０Ｇボード数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ１０Ｇボード数とする。
* （６）  
  （１）の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ラインカード数とする。
* （２）  
  （１）の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置シェルフ数とする。
* （３）  
  （２）の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置架数とする。

##### ２

投資額の算定

* （１）  
  音声収容装置（回線収容部）投資額
* （２）  
  音声収容装置（ユニット部）投資額
* （３）  
  音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額
* （４）  
  局ごと音声収容装置投資額

##### １

音声収容装置用Ｌ２ＳＷの設置基準

##### ２

設備量の算定

* （１）  
  音声収容装置用Ｌ２ＳＷ設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用Ｌ２ＳＷユニット数とする。
* （２）  
  （１）の音声収容装置用Ｌ２ＳＷユニット数に音声収容装置用Ｌ２ＳＷ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用Ｌ２ＳＷユニット数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

ＣＳの設備量の算定

* （１）  
  中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとＣＳ収容アナログ電話回線数とし、これをＣＳ収容率及びＣＳ１ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとＣＳユニット数とする。
* （２）  
  （１）のＣＳユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後ＣＳユニット数とする。

##### ２

ＣＳ用データベース（以下「ＣＳ用ＤＢ」という。）の設備量の算定

* （１）  
  中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとＣＳアナログ電話最繁時呼数とし、これをＣＳ用ＤＢ収容率及びＣＳ用ＤＢ１ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとＣＳ用ＤＢユニット数とする。
* （２）  
  （１）のＣＳ用ＤＢユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後ＣＳ用ＤＢユニット数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び総合デジタル通信用ボード１枚当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数とする。
* （２）  
  （１）のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機１ユニット当たりスロット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

* （１）  
  サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額
* （２）  
  総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額
* （３）  
  総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額
* （４）  
  局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額

##### １

設備量の算定

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が２万回線未満の場合は２とし、局別収容回線数が２万回線以上の場合は、当該回線数から２万を減じた後、１万で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に２を加えた値とする。  
  当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局１局につき消防警察トランク数を１加算する。  
  さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を１加算する。
* （２）  
  消防警察トランク設置収容局ごとに、（１）の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。
* （２）  
  割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には０とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）とする。
* （３）  
  （２）の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

回線数の算定

* （１）  
  住宅用加入電話回線数
* （２）  
  事務用加入電話回線数
* （３）  
  住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数
* （４）  
  事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数
* （５）  
  第二種総合デジタル通信サービス回線数
* （６）  
  第一種公衆電話回線数
* （７）  
  第一種デジタル公衆電話回線数
* （８）  
  第二種公衆電話回線数
* （９）  
  第二種デジタル公衆電話回線数
* （１０）  
  低速専用線二線式回線数
* （１１）  
  低速専用線四線式回線数
* （１２）  
  高速メタル専用線回線数
* （１３）  
  高速光専用線回線数

##### ２

き線点～収容局間伝送路経路の選択

* （１）  
  局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
* （２）  
  局を起点とし、±４５°の傾きの範囲ごとに収容する。
* （３）  
  ±４５°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
* （４）  
  局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。
* （５）  
  伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
* （６）  
  調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

##### ３

設備構成選択

* （１）  
  架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
* （２）  
  架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
* （３）  
  地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
* （４）  
  地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

##### ４

設備量の算定

* （１）  
  き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。
* （２）  
  収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに（１）で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

##### ５

投資額の算定

* （１）  
  局ごとき線点遠隔収容装置投資額
* （２）  
  局ごとき線点遠隔収容装置投資額

##### １

設備量の算定

* （１）  
  総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。
* （２）  
  収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。

##### ２

投資額の算定

* （１）  
  総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェア回線収容部相当）投資額
* （２）  
  局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額

##### １

設備量の算定

* （１）  
  音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。
* （２）  
  収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。

##### ２

投資額の算定

* （１）  
  音声収容装置（ソフトウェア回線収容部相当）投資額
* （２）  
  局ごとアナログ局内回線収容部投資額

##### １

設備量の算定

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線収容率で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。
* （２）  
  （１）の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。
* （２）  
  （１）の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の光ケーブル成端架（大型）架数とし、これに光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架（大型）心線数とする。
* （３）  
  （１）の光ケーブル成端架心線数から（２）の光ケーブル成端架（大型）心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架（大型）に収容する。  
  また、この心線数が光ケーブル成端架（小型２）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容し、光ケーブル成端架（小型１）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（小型２）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型２）に収容し、光ケーブル成端架（小型１）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型１）に収容する。
* （４）  
  （３）の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（大型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に１を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。
* （５）  
  （３）の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（中型）架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。
* （６）  
  （３）の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型２）架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型２）心線数とする。
* （７）  
  （３）の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型１）架数を１とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型１）心線数とする。
* （８）  
  （１）から（７）までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  コア局ごとに、ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、共用収容ルータ対向１０Ｇインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用Ｌ２ＳＷ対向１０Ｇインタフェース数及びデータ系ＩＰ装置対向１０Ｇインタフェース数の合計を共用コアルータ１０Ｇインタフェース数とする。  
  また、接続する伝送装置（ＣＷＤＭ）、共用収容ルータ、コア局用Ｌ２ＳＷ及びデータ系ＩＰ装置の最繁時呼量帯域及び最繁時呼量パケット数から、共用コアルータ最繁時呼量帯域及び共用コアルータ最繁時呼量パケット数を算定する。
* （２）  
  （１）の共用コアルータ１０Ｇインタフェース数を共用コアルータ１０Ｇボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ１０Ｇボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。
* （３）  
  （２）の共用コアルータユニット数から１を減じたものを共用コアルータ渡り１０Ｇインタフェース数とし、これを共用コアルータ１０Ｇインタフェース数に加える。
* （４）  
  （１）から（３）までにより求めた共用コアルータ１０Ｇインタフェース数、共用コアルータ１０Ｇボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ１０Ｇインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ１０Ｇボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  コア局ごとに、ＰＴＮ１Ｇポート数、ＣＳ１Ｇポート数、ＭＧＷ１Ｇポート数、ＳＧＷ１Ｇポート数及びＭＧＣ１Ｇポート数の合計をコア局用Ｌ２ＳＷ１Ｇインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用Ｌ２ＳＷ対向１０Ｇインタフェース数をコア局用Ｌ２ＳＷ１０Ｇインタフェース数とする。
* （２）  
  （１）のコア局用Ｌ２ＳＷ１Ｇインタフェース数及びコア局用Ｌ２ＳＷ１０Ｇインタフェース数の合計をコア局用Ｌ２ＳＷ１ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局用Ｌ２ＳＷユニット数とする。
* （３）  
  （１）及び（２）で算定したコア局用Ｌ２ＳＷ１Ｇインタフェース数、コア局用Ｌ２ＳＷ１０Ｇインタフェース数及びコア局用Ｌ２ＳＷユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、ＰＴＮ経由のＡＤＳＬ地域ＩＰサービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用Ｌ２ＳＷ１Ｇインタフェース数、音声系冗長化後コア局用Ｌ２ＳＷ１０Ｇインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用Ｌ２ＳＷユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  コア局ごとに、コア局ごとＩＣ接続回線数から定まるＭＧＷＳＴＭ－１ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後ＭＧＷＳＴＭ－１ポート数とする。
* （２）  
  （１）の冗長化後ＭＧＷＳＴＭ－１ポート数をＭＧＷ収容率及びＭＧＷ１ユニット当たり最大ＳＴＭ－１ポート数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を冗長化後ＭＧＷユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをＭＧＣ収容率及びＭＧＣ１ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をＭＧＣユニット数とする。
* （２）  
  （１）のＭＧＣユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後ＭＧＣユニット数とする。
* （３）  
  （１）のコア局当たり接続呼最繁時呼数をＭＧＣ用データベース（以下「ＭＧＣ用ＤＢ」という。）収容率及びＭＧＣ用ＤＢ１ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をＭＧＣ用ＤＢユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後ＭＧＣ用ＤＢユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時信号数とし、これをＳＧＷ１リンク当たり信号数で除し（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。
* （２）  
  コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のＳＧＷユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＳＧＷユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼数にそれぞれ１呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをＩＣ接続呼最繁時信号数とする。
* （２）  
  （１）のＩＣ接続呼最繁時信号数にＩＣトランジット呼最繁時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをＳＴＰ（信号用中継交換機をいう。以下同じ。）最繁時信号数とする。
* （３）  
  コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものをＳＴＰ渡り以外リンク数とする。
* （４）  
  ＳＴＰ設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のＳＴＰユニット数とする。
* （５）  
  ＳＴＰ設置局ごとに、ＳＴＰユニット数にＳＴＰ対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のＳＴＰ渡りリンク数とする。
* （６）  
  ＳＴＰ設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のＳＴＰ渡り以外リンク数及びＳＴＰ渡りリンク数の合計を当該局のＳＴＰリンク数とする。  
  ＳＴＰ設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のＳＴＰ渡り以外リンク数及びＳＴＰ渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをＳＴＰリンク数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

ＰＴＮ及びＣＷＤＭの設置基準

##### ２

ＰＴＮの設備量算定

* （１）  
  ＰＴＮ設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの（ポート容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とする。
* （２）  
  ＰＴＮ設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをＰＴＮユニット数とする。
* （３）  
  （２）のＰＴＮユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮユニット数とし、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮユニット数とする。
* （４）  
  （２）のＰＴＮリング数及びＰＴＮユニット数から算定した当該局のＰＴＮ高速インタフェース数のうちＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数を当該局の１０ＧＰＴＮリング数により算定し、残りをＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とする。
* （５）  
  （４）のＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及びＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とし、これらからそれぞれＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ１０Ｇ高速インタフェース数及び音声系冗長化後ＰＴＮ２．４Ｇ高速インタフェース数とする。

##### ３

収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定

* （１）  
  ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータ及び光地域ＩＰ装置の設備量からＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数及びＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数を算定する。  
  また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。  
  ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。
* （２）  
  （１）のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数をＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＣＷＤＭユニット数とする。
* （３）  
  （２）のＣＷＤＭユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭユニット数とし、これから光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。
* （４）  
  （１）のＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び冗長化後ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数とする。

##### ４

コア局設置ＣＷＤＭの設備量算定

* （１）  
  ＣＷＤＭ設置収容局は２つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。  
  コア局ごとに、当該局に属するＣＷＤＭ設置収容局のＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びＣＷＤＭユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、音声系収容局対向ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び音声系収容局対向ＣＷＤＭユニット数とする。
* （２）  
  コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び光地域ＩＰサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数をＣＷＤＭ低速１０Ｇカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数とする。
* （３）  
  コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数をＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード当たり最大収容ＳＴＭ－１インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数とする。
* （４）  
  （２）及び（３）で算定したコア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものをコア局渡りＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とし、これをＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。
* （５）  
  （２）及び（４）で算定したコア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、コア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及びコア局渡りＣＷＤＭユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを音声系コア局渡りＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、音声系コア局渡りＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び音声系コア局渡りＣＷＤＭユニット数とする。
* （６）  
  局ごとに、（１）及び（５）で算定した音声系ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、音声系ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び音声系ＣＷＤＭユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ１０Ｇインタフェース数、音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速１０Ｇカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

##### ５

ＸＣＭ（クロスコネクト装置をいう。以下同じ。）の設備量算定

* （１）  
  コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に０．５を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のＩＣ接続回線数とし、これをチャネル切上単位（５２Ｍ）、伝送装置収容率及びＸＣＭ１ユニット当たり５２Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＸＣＭユニット数とする。
* （２）  
  （１）のＩＣ接続回線数及びＸＣＭユニット数を基に、ＸＣＭ局内１５６Ｍインタフェース数、ＸＣＭ局間５２Ｍインタフェース数、ＸＣＭ局間１５６Ｍインタフェース数、ＸＣＭ増設リンク数、ＸＣＭ空間スイッチユニット数、ＸＣＭ基本架数及びＸＣＭ接続架数を算定する。

##### ６

投資額の算定

##### １

収容局とコア局間に設置するＣＷＤＭ用中間中継伝送装置の設備量の算定

##### ２

コア局間に設置するＣＷＤＭ用中間中継伝送装置の設備量の算定

##### ３

ＰＴＮ用中間中継伝送装置の設備量の算定

##### ４

中間中継伝送装置の設備量の算定

##### ５

投資額の算定

##### １

配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

* （１）  
  き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長ｋｍを算定する。  
  ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。  
  当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長ｋｍ及び対ｋｍを算定する。
* （２）  
  架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長ｋｍ及び対ｋｍは、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。  
  ただし、２（３）において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。
* （３）  
  ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。
* （４）  
  局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長ｋｍ及び対ｋｍのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対ｋｍ、音声系架空メタルケーブル延長ｋｍ、音声系地下メタルケーブル対ｋｍ及び音声系地下メタルケーブル延長ｋｍとする。

##### ２

き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

* （１）  
  収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長ｋｍを算定する。
* （２）  
  （１）によりき線亘長ｋｍを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。  
  ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。
* （３）  
  局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。  
  置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。
* （４）  
  （３）により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。
* （５）  
  伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長ｋｍ及び対ｋｍを算定する。
* （６）  
  局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長ｋｍ及び対ｋｍのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対ｋｍ、音声系架空メタルケーブル延長ｋｍ、音声系地下メタルケーブル対ｋｍ及び音声系地下メタルケーブル延長ｋｍとする。

##### ３

投資額の算定

##### １

配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定

* （１）  
  き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長ｋｍを算定する。  
  ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。  
  当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長ｋｍ及び心ｋｍを算定する。
* （２）  
  架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長ｋｍは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。  
  ただし、２（３）において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。

##### ２

き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定

* （１）  
  収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長ｋｍを算定する。
* （２）  
  （１）によりき線亘長ｋｍを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。  
  ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。
* （３）  
  局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。  
  置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。
* （４）  
  （３）により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。
* （５）  
  伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長ｋｍ及び心ｋｍを算定する。
* （６）  
  局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長ｋｍ及び心ｋｍのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心ｋｍ、音声系架空光ケーブル延長ｋｍ、音声系地下光ケーブル心ｋｍ及び音声系地下光ケーブル延長ｋｍとする。

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後ＣＷＤＭユニット数にＣＷＤＭ１ユニット当たり心線数及び０．５を乗じた心線数を算定する。
* （２）  
  コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡りＣＷＤＭユニット数にＣＷＤＭ１ユニット当たり心線数及び０．５を乗じた心線数を算定する。
* （３）  
  ループごとに、（１）及び（２）で算定した心線数を合計したものを当該ループのＣＷＤＭ心線数とする。
* （４）  
  ループごとに、ＰＴＮリング数にＰＴＮ高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのＰＴＮリング心線数とし、これら心線数と、ＰＴＮを共有しないデータ系心線数、（３）のＣＷＤＭ心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。
* （５）  
  （４）の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。  
  光ケーブル条数から１を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと（４）の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。
* （６）  
  ループごとに、（５）の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長ｋｍを乗じたものを当該ループの光ケーブル心ｋｍ及び光ケーブル延長ｋｍとする。
* （７）  
  （６）の光ケーブル心ｋｍ及び光ケーブル延長ｋｍからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心ｋｍ、中継系架空光ケーブル延長ｋｍ、中継系地下光ケーブル心ｋｍ及び中継系地下光ケーブル延長ｋｍとする。
* （８）  
  ループごとに、（７）の中継系架空光ケーブル心ｋｍ、中継系架空光ケーブル延長ｋｍ、中継系地下光ケーブル心ｋｍ及び中継系地下光ケーブル延長ｋｍからそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心ｋｍ、音声系中継系架空光ケーブル延長ｋｍ、音声系中継系地下光ケーブル心ｋｍ及び音声系中継系地下光ケーブル延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。  
  当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。
* （２）  
  （１）の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心ｋｍ及び有中継海底光ケーブル延長ｋｍとする。
* （３）  
  区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。  
  当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無中継海底光ケーブル条数とする。
* （４）  
  （３）の無中継海底光ケーブル条数から１を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと（３）の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。
* （５）  
  （３）及び（４）で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心ｋｍ及び無中継海底光ケーブル延長ｋｍとする。
* （６）  
  ループごとに、（２）及び（５）で算定した有中継海底光ケーブル心ｋｍ、有中継海底光ケーブル延長ｋｍ、無中継海底光ケーブル心ｋｍ及び無中継海底光ケーブル延長ｋｍ（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心ｋｍ、音声系有中継海底光ケーブル延長ｋｍ、音声系無中継海底光ケーブル心ｋｍ及び音声系無中継海底光ケーブル延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間で有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。
* （２）  
  ループごとに、（１）の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。
* （３）  
  （１）の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を１ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。
* （４）  
  局ごとに、（３）の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた５２Ｍパス数を、変復調回線切替装置１ユニット当たり最大収容５２Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置１ユニット当たり最大収容５２Ｍパス数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置ユニット数とする。
* （２）  
  局ごとに、（１）の変復調回線切替装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置架数とし、（１）の無線送受信装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置架数とする。
* （３）  
  局ごとに、（１）及び（２）で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び音声系無線送受信装置架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた５２Ｍパス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。
* （２）  
  （１）のインタフェース変換装置インタフェース数をインタフェース変換装置１ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置ユニット数とする。
* （３）  
  局ごとに、（１）及び（２）で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に１経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。
* （２）  
  局ごとに、（１）の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。
* （２）  
  （１）の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた５２Ｍパス数にチャネル切上単位（５２Ｍ）を乗じたものを地球局必要回線数とする。
* （２）  
  （１）の地球局必要回線数を、１トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置（この項において「ＴＤＭＡ装置」という。）架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。
* （３）  
  地球局１局ごとに衛星アンテナ数は１組とし、本土側地球局１局ごとに衛星回線制御装置架数は１組とする。
* （４）  
  局ごとに、（１）から（３）までにより求めた必要トランスポンダ数、ＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系ＴＤＭＡ装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路亘長ｋｍとする。
* （２）  
  （１）の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。  
  地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条ｋｍ及びインナーパイプ延長ｋｍとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条ｋｍ及びインナーパイプ延長ｋｍとする。
* （３）  
  局ごとに、加入系管路条ｋｍ及び加入系管路亘長ｋｍから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。
* （４）  
  （３）の加入系管路条ｋｍ、加入系管路亘長ｋｍ及び（２）のインナーパイプ延長ｋｍからそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条ｋｍ、音声系加入系管路亘長ｋｍ及び音声系インナーパイプ延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  ループごとに、ループ延長ｋｍ（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路亘長ｋｍとし、光ケーブル条数を１管路当たり最大ケーブル条数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、中継系管路亘長ｋｍに管路条数を乗じたものを中継系管路条ｋｍとする。
* （２）  
  （１）の中継系管路条ｋｍ及び中継系管路亘長ｋｍからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条ｋｍ及び音声系中継系管路亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長ｋｍにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長ｋｍとする。
* （２）  
  端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。
* （３）  
  局ごとに、中口径管路亘長ｋｍから、中継系中口径管路亘長ｋｍを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに算定した中口径管路亘長ｋｍを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。
* （２）  
  ループごと及び局ごとに、（１）の中口径管路亘長ｋｍに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長ｋｍにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長ｋｍとする。
* （２）  
  局ごとに、共同溝亘長ｋｍから中継系共同溝亘長ｋｍを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに算定した共同溝亘長ｋｍを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。
* （２）  
  ループごと及び局ごとに、（１）の共同溝亘長ｋｍに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長ｋｍにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長ｋｍとする。
* （２）  
  局ごとに、とう道亘長ｋｍから中継系とう道亘長ｋｍを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  局ごとに算定したとう道亘長ｋｍを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。
* （２）  
  ループごと及び局ごとに、（１）のとう道亘長ｋｍに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路条ｋｍにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長ｋｍとする。
* （２）  
  端末系伝送路のうち、配線部分の管路条ｋｍに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長ｋｍとする。
* （３）  
  局ごとに、（１）及び（２）で算定したき線電線共同溝延長ｋｍ及び配線電線共同溝延長ｋｍの合計を当該局の電線共同溝延長ｋｍとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路条ｋｍにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長ｋｍとする。
* （２）  
  端末系伝送路のうち、配線部分の管路条ｋｍに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長ｋｍとする。
* （３）  
  局ごとに、（１）及び（２）で算定したき線自治体管路延長ｋｍ及び配線自治体管路延長ｋｍの合計を当該局の自治体管路延長ｋｍとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  端末系伝送路のうち、き線部分の管路条ｋｍにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長ｋｍとする。
* （２）  
  端末系伝送路のうち、配線部分の管路条ｋｍに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長ｋｍとする。
* （３）  
  局ごとに、（１）及び（２）で算定したき線情報ボックス延長ｋｍ及び配線情報ボックス延長ｋｍの合計を当該局の情報ボックス延長ｋｍとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系情報ボックス延長ｋｍとする。

##### ２

投資額の算定

##### １

ＲＴ－ＢＯＸ（収容局（音声収容装置架数、総合デジタル通信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ１以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定

##### ２

ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定

* （１）  
  局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の１台当たりの能力で除した値（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。  
  この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。
* （２）  
  空調区画及び空調設備の種別ごとに、（１）の空調設備台数からデータ系に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。
* （２）  
  （１）の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器１ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置１系統当たりユニット数とする。
* （３）  
  （２）の整流装置１系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置１系統当たり増設架数とする。
* （４）  
  （１）の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。  
  （２）及び（３）で算定した整流装置１系統当たり増設架数及び整流装置１系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。
* （５）  
  （４）の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線１回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。
* （２）  
  （１）の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置１架最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される交流１００Ｖを要する設備の交流１００Ｖ所要容量の合計を交流無停電電源装置（１００Ｖ用最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（１００Ｖ）台数とする。  
  また、それによって生じた交流１００Ｖ所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（１００Ｖ用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（１００Ｖ）台数に加える。
* （２）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される交流２００Ｖを要する設備の交流２００Ｖ所要容量の合計を交流無停電電源装置（２００Ｖ用最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（２００Ｖ）台数とする。  
  また、それによって生じた交流２００Ｖ所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（２００Ｖ用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（２００Ｖ）台数に加える。
* （３）  
  （１）及び（２）で算定した交流無停電電源装置（１００Ｖ）台数及び交流無停電電源装置（２００Ｖ）台数からそれぞれデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置（１００Ｖ）台数及び音声系交流無停電電源装置（２００Ｖ）台数とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

大規模局に設置する場合の設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。
* （２）  
  局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（１００Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池容量とする。  
  また、当該局に設置される交流無停電電源装置（２００Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池容量とする。
* （３）  
  種別ごとに、（１）及び（２）で算定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数とする。  
  また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。
* （４）  
  種別ごとに、（３）の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。

##### ２

小規模局（大規模局以外の局をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。
* （２）  
  （１）の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。  
  また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（整流装置用直近上位規格）組数を蓄電池組数に加える。
* （３）  
  （２）の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。
* （２）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（１００Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（２００Ｖ）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。
* （３）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。
* （４）  
  大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。
* （５）  
  （１）から（４）までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。  
  また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置（直近上位規格）台数を受電装置台数に加える。
* （６）  
  （１）から（５）までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器１ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。
* （２）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（１００Ｖ）の所要容量及び交流無停電電源装置（２００Ｖ）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。
* （３）  
  大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。
* （４）  
  大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。
* （５）  
  （１）から（４）までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。  
  また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置（直近上位規格）台数を発電装置台数に加える。
* （６）  
  （１）から（５）までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

ＲＴ－ＢＯＸ以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定

##### ２

ＲＴ－ＢＯＸに設置する場合の設備量の算定

##### ３

投資額の算定

##### １

設備量の算定

* （１）  
  所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。
* （２）  
  小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。

##### ２

投資額の算定

##### １

ＲＴ－ＢＯＸ以外の局の機械室建物の設備量の算定

* （１）  
  局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。
* （２）  
  局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。
* （３）  
  局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。
* （４）  
  局ごとに、（１）の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。
* （５）  
  局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、１から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。
* （６）  
  （１）から（５）までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。

##### ２

ＲＴ－ＢＯＸの機械室建物の設備量の算定

##### ３

投資額の算定

* （１）  
  局舎種別が複数階局の場合
* （２）  
  局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合
* （３）  
  局舎種別が平屋局であって（２）以外の場合
* （４）  
  局舎種別がＲＴ－ＢＯＸの場合

##### １

ＲＴ－ＢＯＸ以外の局の機械室土地の設備量の算定

* （１）  
  大規模局の局舎種別は、複数階局とする。  
  大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。
* （２）  
  局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。  
  ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。
* （３）  
  局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。
* （４）  
  （２）及び（３）で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。

##### ２

ＲＴ－ＢＯＸの機械室土地の設備量の算定

##### ３

投資額の算定

##### （１）

伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの

##### （２）

信号用中継交換機に係るもの

##### （１）

加入系線路に係るもの

##### （２）

中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの

##### （３）

管路、中口径管路、共同溝及びとう道に係るもの

##### （４）

公衆電話機に係るもの

##### （５）

上記以外のもの

##### （１）

電柱に係るもの

##### （２）

管路、中口径管路及びとう道に係るもの

##### （３）

電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの

##### （４）

き線点遠隔収容装置に係るもの

##### （５）

公衆電話機に係るもの

# 附則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇三号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。